

## 性自認・性的指向にかかわらず誰もが自分らしく暮らせるまちへ パートナーシップ・ファミリーシップ制度を実施

長岡市では、それぞれの個性や多様性を認め合い、性自認や性的指向にかかわらず、その人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指して、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を実施します。

### 1 制度の概要について

#### (1) 趣旨

性自認・性的指向により婚姻の届出ができない方を対象に、お互いが人生のパートナーとして協力し合うことを約束する「パートナーシップ」の届出を受け付け、市が証明する制度。また、パートナーシップ関係にある方の親族が家族として生活する「ファミリーシップ」の届出も同時に行うことができる。婚姻制度等と異なり、いずれも法律上の効果は生じない。

#### (2) 要件

##### 【パートナーシップ】

- ・ 双方またはいずれか一方が、性自認が出生時に判断された性と一致しない、または性的指向が異性に限らない方であること。
- ・ 双方が成年に達していること。
- ・ 双方またはいずれか一方が、長岡市内に住所を有している、または長岡市内への転入を予定していること。
- ・ 双方とも配偶者（事実上の婚姻関係（パートナーシップまたはこれに類する関係を含む。）にある方を含む。）がないこと。
- ・ 双方が近親者でないこと。

##### 【ファミリーシップ】

パートナーシップの関係にある方の双方またはいずれか一方の3親等以内の親族で生計が同一であること。

#### (3) 届出方法等

人権・男女共同参画課に必要書類を提出。市から証明書を交付する。

#### (4) 制度開始日

令和5年2月1日

(裏面に続く)

## 2 行政サービス等の利用について

本制度の開始までに、パートナーシップ・ファミリーシップ証明書の提示による次の行政サービス等の利用について、取扱いを整理します。(各サービス等で所定の要件があります。)

- ・ 住民票の続柄の表記 (パートナーシップの場合は「縁故者」、ファミリーシップの場合は「縁故者の〇〇」と表記)
- ・ 市営住宅への入居の申込み (家族として申し込み可能)
- ・ 軽自動車税の減免 (住民基本台帳上の同一世帯で、障害のあるパートナー等のために使用する軽自動車を対象)
- ・ 子どもの保育園等の入園や教育・保育給付認定 (保護者として申請可能)
- ・ 犯罪被害者遺族見舞金 (遺族として申請可能)

※制度開始以降も、対象となる行政サービス等の拡大を図ります。

（問い合わせ  
人権・男女共同参画課 穂刈 電話 0 2 5 8 - 3 9 - 2 7 4 6）